

# 事業所の皆さまへ

## ～ 令和2年度 鴻巣市社会福祉協議会『法人会員』募集のお願い ～

令和元年度につきましては、鴻巣市内228社の企業並びに団体の方々に“法人会員”として、ご賛同いただきました。心より厚く御礼申し上げます。

皆さまからの会費は、**すべて鴻巣市の地域福祉充実のために大切に活用させていただいています。**

今年度におかれましても事業所の皆さまには、社会福祉協議会の活動をご理解のうえ“法人会員”としてご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

### ●社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会（通称『社協』）は、社会福祉法で位置づけられた社会福祉法人で、全国の都道府県と市町村ごとに設置されており、自治会や町内会・老人クラブ・ボランティアなどの地域住民組織と、市役所・民生児童委員協議会連合会・民間の社会福祉施設など、公私の社会福祉事業関係者等により組織され、地域福祉事業の普及、連絡調整及び事業の企画・実施などを行う公共性・公益性の高い民間の福祉団体です。

今後も鴻巣市社協は、住民の皆さまとともにより一層地域福祉の充実に努めていきます。



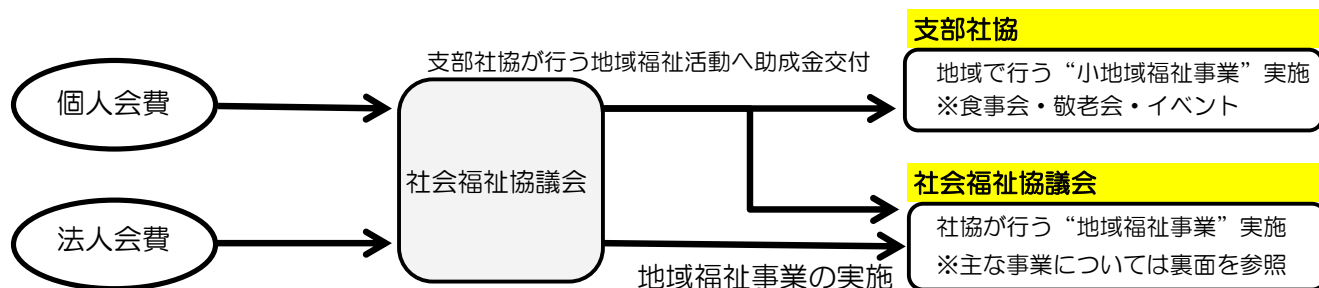
### ●社会福祉協議会と会員制度

社協の事業運営は、地域住民の皆さま方の参加と支援により進められておりまして、それに要する経費は、市民の皆さま方からの「会費」や「寄付金」などで賄われております。会員として会費にご協力いただくことで、鴻巣市の地域福祉活動に参加するひとつの方法となっております。

法人会員年会費（何口でも可）

法人会員 1口 3,000円

## ～ 会費の仕組み ～



会員募集強化月間 7月1日 ～ 7月31日（加入については、通年受付けています）



社会福祉法人 鴻巣市社会福祉協議会

〒365-0062 鴻巣市箕田4211番地1（総合福祉センター内）  
tel 048 (597) 2100 fax 048 (597) 2102